

令和5年3月22日

令和5年度事業計画書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

和歌山県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人紀の国被害者支援センター

事業計画書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

1 基本方針

犯罪被害者等は、犯罪による直接の被害だけでなく、その後に生じる様々な問題により苦しめられます。このような状態から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等のニーズに応じた支援事業に取り組みます。

その事業として、

公益事業Ⅰ 犯罪被害者等のニーズに応じた各種支援事業

公益事業Ⅱ 支援活動員の養成及びスキル向上のための研修事業

公益事業Ⅲ 犯罪被害者等の現状や支援の必要性について県民の理解を深める広報啓発事業

を展開するとともに、ファンドレイジング（自主財源確保事業）にも引き続き取り組みます。

2 事業内容

(1) 公益事業Ⅰ（支援）

ア 電話相談、面接相談、直接的支援活動の実施

犯罪被害者等から電話を受けてから支援を開始する応答的支援活動に加えて、犯罪被害者等早期援助団体として警察からの情報提供に基づき支援を開始する能動的支援活動により犯罪被害者等への細やかな支援に取り組みます。

イ 犯罪被害者支援1日移動無料相談の実施

拠点から遠隔地となる紀北方面及び紀南方面において相談等の場を提供するため、同地域で借用した会場に相談電話を仮設し、弁護士、臨床心理士及び犯罪被害相談員による電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施します。

(ア) 紀北方面

- ・ 5月13日(土) 橋本市教育文化会館
- ・ 10月14日(土) 同上

(イ) 紀南方面

- ・ 5月27日(土) 田辺市民総合センター
- ・ 10月28日(土) 同上

ウ 犯罪被害者（遺族）自助グループの活動支援

犯罪被害で家族を失った方たちの孤立感や疎外感を軽減し、被害か

らの回復に大きな力になると言われている自助グループは必要です。

当県には「なごみの和」という自助グループがあり、かつては当センターにおいてもなごみの和の活動を支援していました。現在、なごみの和は休止状態です。

今後、なごみの和の再開又は新たなグループの立ち上げ等自助グループの活動支援に取り組みます。

具体的には、年3～4回程度の集会を考えています。

(2) 公益事業Ⅱ（研修）

ア 支援活動員養成講座（第22期）の開講

新たな支援活動員を確保するための講座

(ア) 開講日

- ・ 前期コース 6月10日、17日、24日の各土曜日
 - ・ 後期コース 7月1日、8日の各土曜日
 - ・ 専門コース 8月～1月の各月1日ずつ（6日間、土曜日）
- 計11日間

(イ) 会場

各コース 和歌山県民文化会館6階 特別会議室B

(ウ) 大学生を対象にした受講生募集

一般募集のほか大学生を対象に申込金及び受講費を無料にして募集を行う。

イ フォローアップ研修（第21期生対象）

令和4年度支援活動員養成講座を受講し、支援活動員を希望した者への実践的研修

(ア) 開催日

5月20日、7月22日、8月26日、9月2日、12月2日
各土曜日

(イ) 会場

和歌山市北又は中央コミュニティセンター

ウ 継続研修（第1期生～第20期生対象）

犯罪被害相談員、直接支援員等のスキル向上のための研修

(ア) 開催日

5月18日、8月24日、11月16日、1月18日、3月21日
各木曜日

(イ) 会場

主にオンライン（Zoomアプリ使用）で実施

1月18日のみ中央コミュニティセンターを借用

- エ 全国被害者支援ネットワーク主催「近畿ブロック研修」
- (ア) 上半期研修
 - 紀の国被害者支援センター担当
 - a 開催日
7月29日(土)・30日(日)の2日間
 - b 会場
和歌山市内の会議室を借用（現地集合型による開催）
 - c 受講者
近畿内6センターから約30名受講の見込み
 - (イ) 下半期研修
 - おうみ犯罪被害者支援センター担当
 - a 開催日
令和6年3月頃（2日間）
 - b 会場
滋賀県内
 - c 当センターからの受講者
2名の予定
- オ 全国被害者支援ネットワーク主催「秋期全国研修」
- (ア) 開催日
令和5年10月頃（2泊3日の宿泊研修）
 - (イ) 会場
東京都内
 - (ウ) 当センターからの受講者
1名の予定
- カ 全国被害者支援ネットワーク主催「春期全国研修・前期」
- (ア) 開催日
令和6年2月頃（1泊2日の宿泊研修）
 - (イ) 会場
東京都内
 - (ウ) 当センターからの受講者
1名の予定

(3) 公益事業Ⅲ（広報啓発）

- ア 犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に伴う活動
- (ア) 駅前における広報啓発活動
 - (イ) 公共施設におけるパネル展示
- イ 和歌山県人権啓発センター主催「ふれあい人権フェスタ」への参加
- ウ 中学・高校生対象の「命の大切さを学ぶ教室」の開催

エ 他機関・団体における講演活動

※ 犯罪被害者等講演会の開催に向けた取組

令和5年度予算書には、犯罪被害者等講演会の開催を盛り込んでいませんが、コロナ禍の規制緩和等から同年度中には開催したいと考えています。

開催費用は25万円程度と考えています。開催する場合は6月の理事会及び通常社員総会で補正予算の伺いをします。

(4) ファンドレイジング（自主財源確保事業）

自主財源の確保は、犯罪被害者支援活動を継続して実施していくうえで重要な役割を担っており、引き続き、財務委員会及びファンドレイザーが連携して、自主財源確保に取り組みます。

ア 体制

(ア) 財務委員会

大谷理事長、村田副理事長、上野理事、岡理事、川崎理事
山本監事

(イ) ファンドレイザー

直接支援員 1名

イ 手段

(ア) 賛助会員及び寄付者の拡充

(イ) 犯罪被害者支援自動販売機の設置拡充

(ウ) 「ホンデリング」及び「金券 de 支援」への協力呼びかけ

(エ) 街頭募金活動の実施及び犯罪被害者支援募金箱の設置依頼

(オ) 赤い羽根共同募金テーマ型募金への参加と募金活動の実施

(5) 管理業務

ア 公益法人定期検査の受検結果に伴う対応

(ア) 受検年月日

令和5年2月17日(金)

(イ) 検査職員

和歌山県公益認定等審議会事務局（県環境生活部県民団体室）
副主査 2名

(ウ) 検査職員の指摘・指導事項

a 指摘事項（公益認定等審議会への報告事項）

定款と会費規程との整合性

定款第8条・第15条

- ・ 正会員等は、社員総会で定める会費等を納入…。
- ・ 会費の額は、社員総会で決議する。

会費規程第4条・第5条

- ・ 当規程に定めない事項は、理事会の決議を…。
- ・ 当規程を改廃する場合は、理事会の議決を…。

b 指導事項

(a) 什器備品の内容

勘定元帳に記載されている什器備品とはどのようなものか。

(b) 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の定期的報告

理事会で報告し、議事録に登載すること。

(c) 代表理事が職務執行できないときの対応

定款に職務代行者の規定がない。

定款第25条に「副理事長は理事長を補佐する。」と規定しているが、この表現では代表権が認められない。

(d) 講師謝金の金額の記載方法

旅費及び謝金規程の別表「講師謝金等基準表」では、金額を限定しているが、内規「謝金規程」では、限定した金額より低く設定している。「講師謝金等基準表」の金額に、「上限」又は「程度」等幅を持たず表示を付ければどうか。

(イ) 改善に向けた取組

a 定款と会費規程との整合性

公益認定等審議会からの通知を待ち、会費規程の改正案を作成し、6月に開催する理事会で伺いをします。

b 什器備品の内容と廃棄について

(a) 内容

耐火金庫	1台	平成21年供用
デスクトップパソコン	1台	同上
A4型ノートパソコン	1台	同上
ワイヤレスアンプ	1台	同上

※ 検査職員には、4台の内容を回答済み。

(b) 廃棄

4台とも使用していないので廃棄としたい。

c 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の定期的報告

報告対象期間と報告時期について

- ・ 1月から5月までを6月に開催する理事会で報告
- ・ 6月から12月までを3月に開催する理事会で報告

とし、令和5年3月3日に開催した理事会で昨年6月から12月ま

での職務執行状況を報告しました。次回は、6月に開催する理事会で、1月から5月までの職務執行状況を報告します。

d 代表理事が職務執行できないときの対応

定款の改正案を作成し、6月の理事会、社員総会で伺いをします。

e 講師謝金の金額の記載方法

旅費及び謝金規程の別表の改正案を作成し、6月の理事会で伺いをします。

イ 勤務体制の見直し

預保助成金による犯罪被害相談員育成事業の給与支給対象者変更
 犯罪被害相談員育成事業による給与は3年を限度に支給されます。
 現在支給されている2名は令和4年度末が限度となります。

令和5年度は新たな候補者を選定し、預保助成金を申請しました。
 その結果、2月24日に支出決定(年653,400円)の連絡を受けました。
 このことから、勤務体制を次のとおり見直しました。

勤務員	現在の体制	4月	5月	6月	7月以降
事務局長	常勤	変更なし			
支援局長					
ファンドレイザー	週4日勤務	変更なし			
犯罪被害相談員					
犯罪被害相談員	週3日勤務	変更なし		週2日勤務	
犯罪被害相談員	週2日勤務	変更なし			
直接支援員					
○直接支援員					
○直接支援員	週1日勤務	非雇用(月2日程度の電話当番を希望)			
新たな候補者(直接支援員)			5月に雇用 週3日勤務		
勤務員数(人)	9	8	9		

○印は令和2年度～令和4年度の預保助成金による給与支給対象者

ウ 給与の見直し

理事会において勤務員の給与を次のとおり見直しました。

事務局長 月給 140,000円→150,000円

ファンドレイザー 月給 110,000円→125,000円

犯罪被害相談員 時給 1,000円→1,100円

直接支援員 時給 900円→1,000円